第2次田村市行政改革大綱

[平成23年度~平成27年度]

平成23年3月



◇ 目 次 ◇

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 1
■I 行政改革大綱策定の背景	
1 行政改革のこれまでの取り組み ・・・・・・・・・・・・	• • • • 2
2 さらなる行政改革の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 2
■Ⅱ 行政改革の基本的な考え方	
1 行政改革の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 3
2 行政改革の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 4
3 実施計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 5
■皿 計画期間と推進体制	
1 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 5
2 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 5
(1) 体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • 5
(2) 進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 6
(3) 公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 6
■IV 重点推進項目	
	• • • • 6
(1)職員の意識改革と資質の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 6
(2)職員の危機管理対応の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 6
2 効果的・効率的な行政運営の推進 ・・・・・・・・・・・	• • • • 7
(1)組織機構の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 7
(2) 定員管理・給与の適正化 ・・・・・・・・・・・・・	• • • • 7
(3)事務事業の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 8
(4) 民間委託等の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 8
3 健全な財政運営の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 8
(1) 歳入の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 8
(2)歳出の削減 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 9
(3) 未利用財産の有効活用 ・・・・・・・・・・・・・	•••11
(4) 地方公営企業の経営健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••11
(5)一部事務組合・第3セクターへの関与 ・・・・・・・・	•••11
(6)財政運営の透明性の確保 ・・・・・・・・・・・・・・	•••12
4 市民協働による行政運営の推進 ・・・・・・・・・・・・	•••13
(1) 市民と行政の役割分担 ・・・・・・・・・・・・・・	•••13
(2) 協働によるまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・	•••13
(3)情報共有の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 1 4
■Ⅴ参考資料	

資 料



依然として改善の兆しが見えない地域経済環境や刻々と変化する社会情勢のもと、高度化・多様化する市民ニーズに対応し、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進していくためには、これまでの手法や発想にとらわれず、新しい視点で行政改革に取り組むことが求められます。

行政改革は、単に事業の縮小や経費の削減を行うことが目的ではありません。現在そして将来にわたり、市民の皆さんに満足度の高い公共サービスを 提供することを基本として行われなければなりません。そのためには、その 担い手となる職員の意識改革についても一層取り組まなければなりません。

本市においては、平成18年8月に策定した「田村市行政改革大綱」に基づき、その推進期間を平成22年度までとして各種改革に取り組んできました。しかし、行政改革に終わりはなく、不断に実行していくためには、これまでの取り組み状況について検証を重ね、今後も継続させる取り組みを洗い出すとともに、新たな目標を加えた行政改革大綱の策定が必要です。

総合計画で定めた本市の将来像である「あぶくまの人・郷・夢を育むまち ~はつらつ高原都市 田村市~」の実現に向けたまちづくりを推進するため、 本大綱に基づき、実のある改革を断行していきます。



■ I 行政改革大綱策定の背景

1 行政改革のこれまでの取り組み

平成17年3月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、その指針の中で、行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するための計画(集中改革プラン)の公表を求められたことから、田村市行政改革大綱に計画している取り組みを「田村市集中改革プラン」として公表しました。

また、平成18年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進の ための指針」が総務省から再度示され、さらなる推進を図ることとされました。

これを踏まえ、本市独自のクラスター型のまちづくりの特徴を活かしながらも、合併による効率化を徹底し、中長期視点に立った健全な行財政運営に努めるための指針として、平成18年8月に合併後最初の行政改革大綱を策定しました。具体的な取り組み項目として、「事務事業の整理、組織の合理化」、「民間委託等の推進」、「定員管理・給与の適正化」、「地方公営企業の経営健全化」、「第三セクターの見直し」、「公共的施設の適正配置」、「人材育成の推進」、「公正の確保と透明性の向上」、「電子自治体の推進」、「地域協働の推進」、「自主性・自律性の高い財政運営の確保」を設定し、各種補助金や助成金の見直し、職員給与の見直し、職員定数の削減による定員適正化、指定管理者制度の導入、民間委託の推進、行政組織機構改革及び簡易水道事業の上水道事業への統合と企業会計への移行等を実施し、大綱の具現化に努めるとともに、時代の要請に応じた行財政運営の確立に取り組んできました。

2 さらなる行政改革の必要性

市の財政状況は、自主財源に乏しく、財源の約 40%を地方交付税に依存している状況であり、市税においても、景気回復による伸びは今後も期待できず、一般財源の確保は厳しい状況が続くものと見込まれます。歳出面においても、合併特例債事業等の元利償還金、一部事務組合の負担金や扶助費等の義務的経費の増加により、これまで以上に逼迫した状況が続くものと予測されます。このような財政状況の中、分権型社会に対応できる持続的発展を可能とする財政構造を確立し、市民・企業・行政が一体となって、自立したまちづくりを推進する体制を構築する必要があります。そのためには、これまでの行政運営のあり方を経営的視点から根本的に見直すとともに、多様化する市民ニーズや急激に変化する外部環境を的確に把握し、これに即応できる、より効率的で効果的な行政運営システムを構築しなければなりません。

そして、そのシステムを支える基盤となるのが一人ひとりの職員であることから、職員には、従来にも増して高度な政策形成能力と危機管理能力が求められます。そのため、職員の意識改革を最重要課題と位置付け、分権型社会に対応できる主体性と自主性を兼ね備えた職員を育成していかなければなりません。

さらに、「地域主権」という時代の要請に応え、市民との信頼関係を築きながら、協働によるまちづくりを進めていくため、「田村市総合計画」の基本方針に掲げる「行財政改革の推進」に基づき、「第2次田村市行政改革大綱(以下「大綱」という。)」を策定し、さらなる行政改革を進めることとします。

■Ⅱ 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本方針

行政改革の取り組みは、すべての項目を計画期間内に達成することは極めて 困難です。したがって、前大綱で未達成のものはその原因を検証し、引き続き 着実に実行していくことが重要です。また、本大綱の取り組みにおいても、期 間内に目標を達成するものに加え、目標に向かって着手するものや計画づくり に着手するものなどさまざまです。

このことを踏まえ、総合計画に掲げる行財政改革を着実に実行し、かつ効率 的な行政運営を図るために必要な次の4つを重点項目として定め、行政改革を 推進します。

重点推進項目

- 1. 迅速かつ的確な対応のできる人材育成の推進
- 2. 効果的・効率的な行政運営の推進
- 3. 健全な財政運営の推進
- 4. 市民協働による行政運営の推進

2 行政改革の体系

田村市総合計画 基本方針「行財政改革の推進」

第2次田村市行政改革大綱 【重点推進項目】 【具体的推進項目】 (1)職員の意識改革と資質の向上 迅速かつ的確な対応の できる人材育成の推進 (2) 職員の危機管理対応の強化 (1)組織機構の効率化 (2) 定員管理・給与の適正化 2 効果的・効率的な行政 運営の推進 (3) 事務事業の見直し (4) 民間委託等の推進 (1)歳入の確保 (2)歳出の削減 (3)未利用財産の有効活用 3 健全な財政運営の推進 (4) 地方公営企業の経営健全化 (5) 一部事務組合・第3セクターへの関与 (6) 財政運営の透明性の確保 (1)市民と行政の役割分担 市民協働による行政運 (2)協働によるまちづくりの推進 営の推進 (3)情報共有の推進

田村市行政改革大綱実施計画

3 実施計画の位置づけ

大綱は、改革の方向性や目標などを示した基本方針であり、大綱に定められた重点推進項目を確実に実現するため、具体的実施内容やその数値目標を「行政改革大綱実施計画(以下「実施計画」という。)」として定め、本市の全庁的な行動計画として位置づけます。

■皿 計画期間と推進体制

1 計画期間

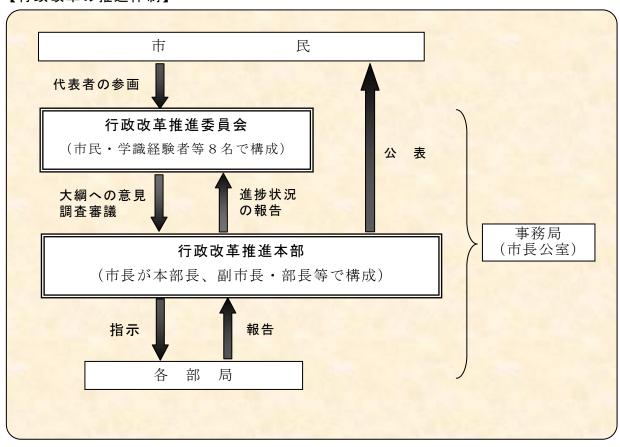
計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。ただし、 社会経済情勢等の変化により部分的な見直しが必要となった時は、随時改訂を 行うものとします。

2 推進体制

(1) 体制

本市の行政改革の基本的な考え方を示す大綱に基づき、市民の代表である 行政改革推進委員会の意見を採り入れながら、行政改革推進本部を中心に全 庁的な改革に取り組みます。

【行政改革の推進体制】



(2) 進行管理

重点推進項目の取り組み実績については、実施計画に基づき、各年度の成果を把握し、その検証を行い、行政改革推進本部の意見をもとに、進行管理を行います。

(3)公表

まちづくりのパートナーである市民と情報の共有化を図り、開かれた行政 運営を推進するために、行政改革大綱等の計画や結果について、市のホーム ページや広報等を通じて市民にわかりやすい形で公表し、積極的な情報提供 に努めます。

■Ⅳ 重点推進項目

1 迅速かつ的確な対応のできる人材育成の推進

(1) 職員の意識改革と資質の向上

平成19年4月、「田村市人材育成基本方針」を定め、職員一人ひとりが危機意識を持ち、それぞれの分野において必要とされる行政の専門職を育成・確保するための指針としました。全ての職員は公務員としての高い使命感と倫理観をもち、全体の奉仕者であることを常に自覚しなければなりません。

また、高度化・多様化する市民ニーズに対応するために、職員に求められる資質や能力水準が高度化・専門化しており、職員自らが高い目的意識と創意工夫で改革改善に取り組み、専門的な知識・技術の習得に努め、一人ひとりが意欲を持って自己啓発、自己研さんに取り組むことが重要です。さらに、管理監督者は、その取り組みを支援するための適切な指導・助言など、強いリーダーシップを発揮しなければなりません。

そのためにも、組織全体の意識改革や体質改善が極めて重要であり、個々の職員の自主性に委ねるのみならず、意欲ある取り組みを支援する施策を充実させなければなりません。職務遂行能力や政策形成能力、地域や住民とのコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、「人材育成基本方針」に基づき、全庁的な取り組みのもとさらなる充実を図ります。

また、職員の士気を高め、意識改革と資質の向上を促進するため、職員の能力や業績を適正に評価し、適性に応じた人事配置や公平な処遇に活用する公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組みます。

(2) 職員の危機管理対応の強化

災害発生等有事の際はもちろんのこと、市民生活に重大な被害や不安を生じさせ、円滑な市政運営に支障を及ぼす事態など不測の事態の発生に直面した場合に備えて、職員一人ひとりが危機管理に対する知識を習得し、高度な判断力を養い、迅速かつ的確に対応できる能力を備えることや、再発防止の

改善を図る意識を持たなければなりません。さらに、平常時においては、その兆候を事前に察知、あるいは予見し、必要に応じて情報収集を行うなど、可能な限り危機事態の発生を未然に防止する意識を持ち合わせることも必要です。

このため、危機全般に対処する仕組みの確立に努め、緊急時の連絡体制、 役割分担、応急対応策等を明確にした危機管理体制の充実を図ります。

2 効果的・効率的な行政運営の推進

(1)組織機構の効率化

本市では、簡素で効率的な組織機構の構築を目指し、平成20年5月に大規模な行政組織機構改革を実施しました。行政組織機構改革は、中長期的視点に立った健全な行財政運営に努めながらも、住民福祉の向上を図っていくためのものであり、その後の検証と、定数削減に伴う組織再編を不断に検討します。

地域主権改革が進められるなか、自治体は高い自主性と自律性が求められ、 厳しい財政状況にあっても、最少の経費で最大の効果を挙げるよう改革改善 を進める必要があるため、行政・政策課題に的確かつ迅速、そして柔軟に対 応できる部局横断的体制の構築や政策調整機能の充実強化など、意思決定が 迅速で、責任の所在が明確な組織づくりを進めます。

(2) 定員管理・給与の適正化

①定員管理の適正化

職員数については、合併協議に基づき平成26年度までに480名とすることを目標値としています。

平成22年4月1日現在の職員数は516名となっており、目標年度を待たずして目標値を達成できる見込みです。

しかし、厳しい財政状況にあることを踏まえれば、さらに切り込んだ定員管理を目指し、定年退職等による減少と将来の職員年齢構成の適正化を見据えた新規採用を計画するとともに、事務事業の見直しや事務の効率化、民間委託の推進、組織の再編等を行うことにより、市民サービスの低下を招くことなく職員数の抑制に取り組みます。

②給与の適正化

地方公務員の給与水準 (ラスパイレス指数(注1)) は、平成22年4月1日 現在の全国の市平均で98.8%となっており、本市においては、県内の市平均100.8%に対し93.2%と、合併当初の88.2%から比較すれば是正されているものの最も低い水準となっています。基本的に国に準じた制度となっていますが、県人事委員会や他市の動向を見極めながら適正な給与水準の確立に努めるとともに、人事評価システムの構築に取り組み、それに基づく評定結果 を反映できる給与体系の確立に努めます。

(注1) ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を 100 として算出した指数

(3) 事務事業の見直し

合併により財政規模が大きくなったものの、厳しい財政状況が続くなか、限られた財源を効果的・効率的に活用し、健全な財政運営を確立するためには、従来からの経緯や慣例にとらわれることなく、新たな視点に立ち、真に必要な事務事業を取捨選択しなければなりません。事務事業の費用対効果や優先度等を検証し、類似事業や不要不急の事務事業を統合・廃止するなど、効率的で合理的な事務事業のあり方を検討します。そのためには、市民協働によるまちづくりの課題は何かなど、政策体系に沿った目的や成果に着目する行政評価システムを活用した施策評価、事務事業評価の導入が有効な手段の一つです。

行政評価とは何か、何を目的として導入するのか、その正しい仕組みと運用方法を理解することから始め、新たな行政評価システムの構築・活用を目指します。

(4) 民間委託等の推進

公の施設については、施設管理、事務・事業全般にわたる総点検を行い、 その結果に基づき積極的に民間委託等を推進します。

指定管理者制度(注2)は、平成18年度に導入以降、平成22年4月1日現在、30施設で導入しています。今後も引き続き、公の施設の管理運営等については、現在直営で管理運営しているものを含め、民間能力を活用することにより、公共サービスの水準を維持し、かつ経費削減が見込まれる施設については計画的に民間委託や指定管理者制度の導入を図り、効率的な管理運営を推進します。また、単純業務等の委託についても、費用対効果に留意しつつ、経済効果への波及も視野に入れ、社会の変化に即応した弾力的な民間委託等を推進します。

(注2) 指定管理者制度

住民が広く利用する施設など、地方自治法に基づく「公の施設」の管理に関して、 従来の財団法人など市が出資する法人への「管理委託制度」に代わり、このような 法人に限らず市が指定する団体に管理を委託できる制度

3 健全な財政運営の推進

(1)歳入の確保

本市の財政は、平成21年度の財政力指数(注3)が0.343と県内13市の中

で最も自主財源に乏しく、その約40%を地方交付税に依存しています。地方 交付税は合併算定替により財政支援措置が講じられているものの、平成27 年度以降5年間で段階的に減額され、平成32年度には一本算定(注4)に移行 し、合併算定替(注4)と比較して大幅な減額になると見込まれます。

このようななか、歳入の根幹をなす市税収入は、景気の先行きが不透明な 状況であることから、今後の景気回復による伸びは期待できず、一般財源の 確保は、これまで以上に厳しい状況になると見込まれます。今後は、コンビ ニ収納など、新たな収納体制を構築するとともに、滞納処分を強化し、引き 続き収納率向上対策に取り組み、併せて、課税客体の適正な把握や既存企業 の振興支援、企業誘致の促進による税収の増加を図り、安定的な市税収入の 確保に努めます。

また、受益と負担の公平性を確保する観点から、利用者が限られているサービスなどを精査して、受益者負担が適当な事業については、適正な料金設定を行うとともに、使用料・手数料などすべての料金見直しを検討し、その適正化を図ります。

(注3) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるものであり、基準財政収入額 (標準的な収入額)を基準財政需要額(標準的な需要額)で除した数値である。通 常は過去3カ年の平均値を指す。

(注4) 一本算定と合併算定替

一本算定とは、市町村が合併した場合に、その合併後の団体について普通交付税 の算定を行うことであり、市町村合併が行われた場合、さまざまな経費の節約が可 能になるため、交付税が減少することになる。

合併算定替とは、合併後10年度間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下まわらないように保障し、その後の5年度はその額を縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮するものである。

(2)歳出の削減

本市の財政状況は、平成21年度決算による健全化判断比率(注5)のうちの実質公債費比率(12.2%)及び将来負担比率(122.4%)並びに経常収支比率(注6)(87.9%)とも、それぞれ改善が図られたものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、硬直化しているとされる90%に非常に近く、厳しいものと言わざるを得ません。また、今後も合併特例債事業等の償還金、一部事務組合の負担金や扶助費等の義務的経費の増加により、これまで以上に困難な状況が続くものと予測されます。

このような現状を踏まえ、費用対効果を重視し、収入に応じて支出を構成するという経営的感覚を備えた行政運営に徹し、コストの適正化に努め、効率的執行による経費削減を図らなければなりません。

地方交付税の一本算定に伴う大幅な歳入の減少に備えるためには、既存の事務事業全般にわたり、ゼロベース方式(注7)による見直しを行い、真に必要

な事業を選択することが必要です。市民ニーズや社会情勢を踏まえながらも、補助金・負担金等の見直しをはじめ、行政の経費負担のあり方や行政効果等を精査し、抜本的に整理合理化を図ります。また、スクラップアンドビルドの原則を徹底するとともに、起債抑制による公債費の減少など、プライマリーバランス(注8)を保ちながら、将来にわたり持続可能な行財政運営を図るため、歳出の抑制を徹底し、財政の健全化に取り組みます。

(注5) 健全化判断比率(4指標)

●実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

●連結実質赤字比率

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要がある。

●実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する 比率であり、段階的に基準が設けられている。

18%以上 - 地方債発行に国や都道府県の許可が必要になる。

25%以上 - 独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に指定される。

35%以上 - 国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなり、他の3つの指標と違って財政再生基準(レッドカードの基準)はないが、この指標に係る財政健全化基準(イエローカードの基準)は、都道府県・政令市で400%、市町村で350%となっている。

※本市の場合、現時点で実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当しない。

(注 6) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費(必ず支出しなければならない「固定費」)が占める割合で、比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減ることになる。目安として、次のとおりである。

75%~80%未満 - 妥当である

80%以上 - 弾力性を失いつつある

90%以上 - 財政構造が硬直化している

95%以上 - 総務省の財政運営ヒアリング対象団体

(注7)ゼロベース方式

現行の事業・新規事業の区別なく、すべての予算項目について既得権を認めず、 毎年ゼロを出発点として査定し予算を編成する方式

(注8) プライマリーバランス (基礎的財政収支)

財政収支で、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済に要する経費を除いた歳出を引いたもののこと。この収支が均衡することは、現在の財源に対する負担と支出による受益とが等しくなることを意味する。財政安定化の指標となる。

(3) 未利用財産の有効活用

本市が所有する行政財産、普通財産のすべてについて、その利用価値を再 検証し、行政財産のうち将来使用しないと見込まれるものや、普通財産で現 在または将来にわたり利用計画のないものについては、積極的に貸付や売却 を行い新たな財源を確保するなど、未利用財産の有効活用を図ります。

(4) 地方公営企業の経営健全化

本市における地方公営企業は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水 事業、滝根町観光事業、宅地造成事業の5事業です。

平成21年度には、水道事業に簡易水道事業を統合するなど、事務事業の 効率化を図ってきましたが、有収率の向上や未加入世帯の加入促進など積極 的に取り組む必要があります。さらに、公共下水道事業や農業集落排水事業 における接続率の低迷、観光客の減少や宅地造成事業の未売却地など、それ ぞれの事業が直面する経営環境は非常に厳しいものがあります。

このことを踏まえ、サービス主体のあり方を含め抜本的な経営改革を推進し、必要に応じた料金の見直しなど、受益者負担の適正化に努め、収入の安定した経営の健全化を図ります。

また、地方公営企業の各種事業は、多様化する利用者ニーズ等に柔軟な対応が求められることから、積極的に経営状況を公開し、計画性・透明性の高い企業経営の促進を図り、経営全般の総点検に努めます。

(5) 一部事務組合・第3セクターへの関与

本市では、田村広域行政組合や郡山地方広域消防組合など複数の一部事務組合(注9)を設置しており、多くの分担金・負担金を支出しています。そのため、これらの組合事業は、市の事務事業と同様であることを認識し、進捗状況や成果達成状況、課題や解決策等について、その実態を的確に把握するとともに、その進捗管理や課題是正等について積極的に取り組みます。

また、第3セクター(注 10)は、独立した事業主体として自らの責任で事業を運営するものであり、顧客満足度の把握に努め、事業内容や手法が顧客ニーズに合っているかどうかを常に点検し、効果的・効率的に事業目的の達成を図らなければなりません。第3セクターが実施している事業の必要性や、その事業を実施するうえで最適な実施主体かどうかを根本的に見直し、効率的な業務を行うことでコストを削減し委託料の削減を図るなど、経営状況の改革に向け積極的に関与していきます。

第3セクターは、本市の出資団体であることから、市のホームページ等を 活用し、財務諸表等による経営状況をわかりやすい形で公表していきます。

【一部事務組合】

組合名称	構成市町村	
田村広域行政組合	田村市・三春町・小野町	
郡山地方広域消防組合	田村市・郡山市・三春町・小野町	
小野町地方綜合病院企業団	田村市・小野町・平田村・いわき市・川内村	
福島県総合事務組合	福島県内59市町村・一部事務組合	

【第3セクター出資法人】

出資法人名	出資割合	設立年度
(財) 田村市滝根観光振興公社	100.00%	平成 2年11月 1日
(株) 田村市常葉振興公社	76.50%	平成 元年 4月 1日
(株)ハム工房都路	49.00%	平成 9年10月 1日
(株)まちづくりふねひき	41.67%	平成16年 4月 1日

(注9) 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法第284条第2項により設けられる。

(注 10) 第3セクター

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。

(6) 財政運営の透明性の確保

市民との協働を実現するためには、情報の共有は不可欠であり、市政に対する市民の意見・要望を受け止め、的確に応えていくことが求められます。

このことから、地方自治法第243条の3第1項の規定による「田村市財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、毎年2回、定期的に財政状況を公表しています。さらに市民の理解を深めるため、「公会計の整備推進について」(注 11)に基づき、本市の財政状況をわかりやすく分析した財務書類4表(注 12)を平成21年度末に公表しました。

今後も、市民への説明責任を果たし、市民の監視のもと透明性を確保する ため、可能な限りより多くの情報を迅速に公表します。

(注11)「公会計の整備促進について」

平成19年10月17日付け、総務省自治財務局長通知

(注12) 財務書類4表

平成18年8月31日付け、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において「新地方公会計制度研究会報告書」が打ち出した普通会計ベース及び連結ベースの財務書類4表

①貸借対照表 ②行政コスト計算書 ③純資産変動計算書 ④資金収支計算書

4 市民協働による行政運営の推進

(1) 市民と行政の役割分担

今後の社会経済情勢や財政状況を踏まえると、拡大してきた市民サービスのすべてを現状のまま継続することは極めて困難となることが予測され、地域における市民の自主的・主体的な活動が、公共的な取り組みを推進していくうえで不可欠となってきます。市民サービスは行政が担うものという固定的な考え方を見直し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自己決定・自己責任の原則に立つことが重要です。

課題は身近なところで解決することが望ましく、自助・共助・公助の補完性の原則に基づき、市民自らが課題解決に積極的に取り組んでいく活動は、地域に住む人々の心をつなぐ役割も担います。

これからの「公共的サービス」は、行政だけでなく、市民や市民グループ、 企業などが一緒に担っていくため、役割分担を明確にした取り組みを進めま す。

(2)協働によるまちづくりの推進

市民協働によるまちづくりを推進するためには、お互いにまちづくりのパートナーとして、それぞれの役割と責任を明確にするとともに、市民の活力や創意を活かし、さまざまな取り組みに多くの市民が参画することが重要です。

協働とは、「公共的なサービス」を行政はもとより市民や市民グループ・企業など、地域社会を構成するすべてが連携し、適切な役割分担のもとに協力して働くことです。

しかし、市民や市職員にとって協働とはどのようなもので、なぜ協働が必要なのかといった点について、まだまだ認識が十分ではありません。このことから、市民と行政の「協働」のあり方や、推進するための方向性を明確にし、市民が市政に参画しやすい環境づくりを行うために、市民協働のまちづくりを進めることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、市民と行政がそれぞれの役割の考え方を共有できるような基本的事項を定め、市民と行政が共に考えることができるパブリックコメント制度(注13)など、市民が積極的にまちづくり活動に協力したり、自ら参加したりするような、活動しやすい環境づくりに努めます。

(注 13) パブリックコメント制度

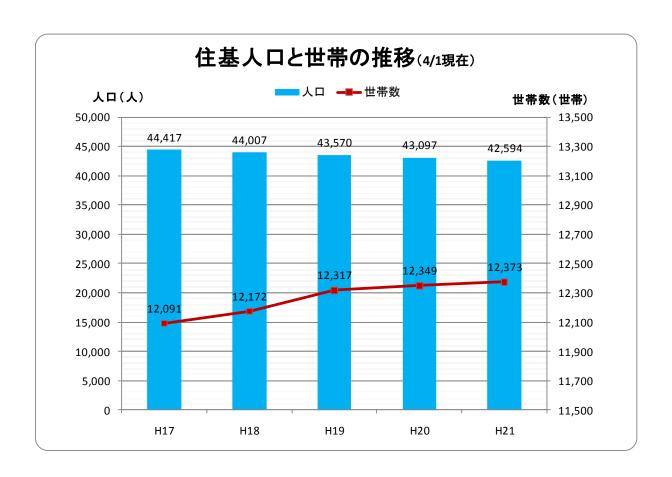
行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度(意見公募手続)。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。

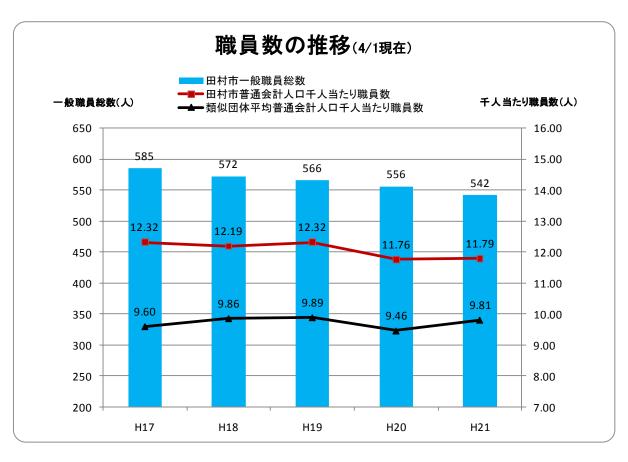
(3)情報共有の推進

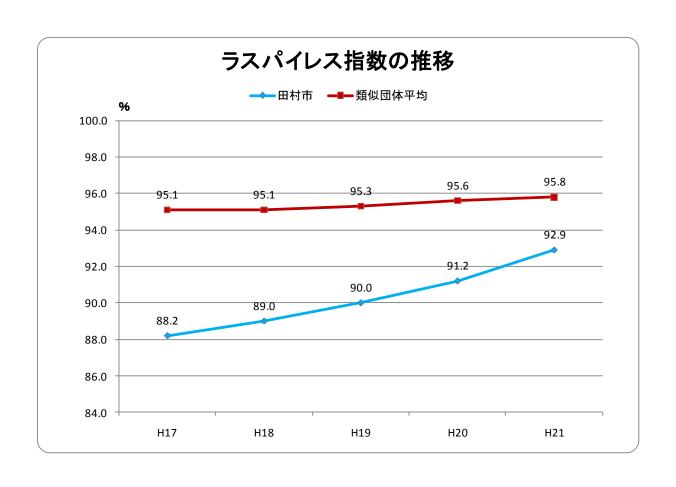
公正で市民にわかりやすい開かれた行政や協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供と共有による相互理解は不可欠です。

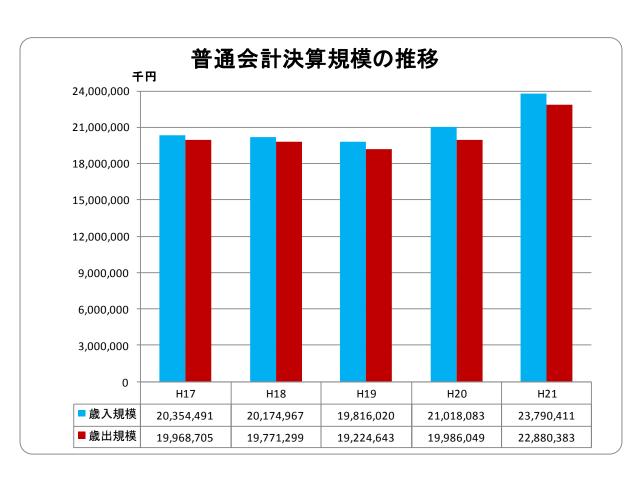
「市政だより」やホームページ等の各種広報媒体をさらに活用し、市政情報をわかりやすくお知らせするほか、市政の現状や課題を市民と共有するため、これまで実施してきたものの内容を充実させ、幅広い層の意向が把握できるよう、積極的に市民の声をとらえていきます。

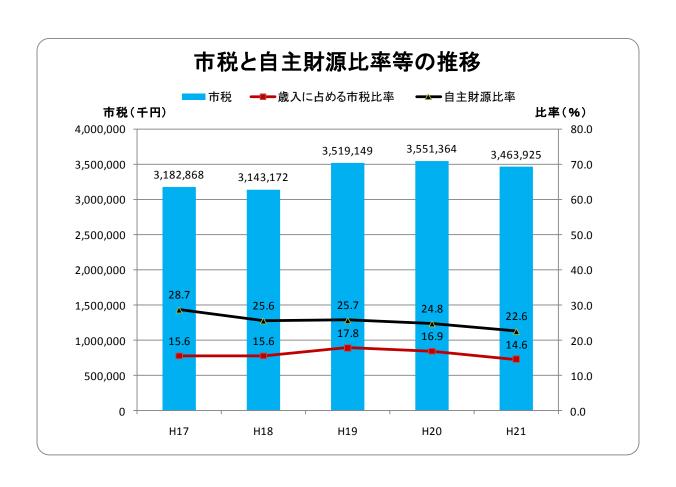
市民の意向やニーズを的確に把握し、適切な市民協働と役割分担の実現の ため、電子情報の漏えい防止など、個人情報の保護には万全の注意を払いな がら、情報を共有できる公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

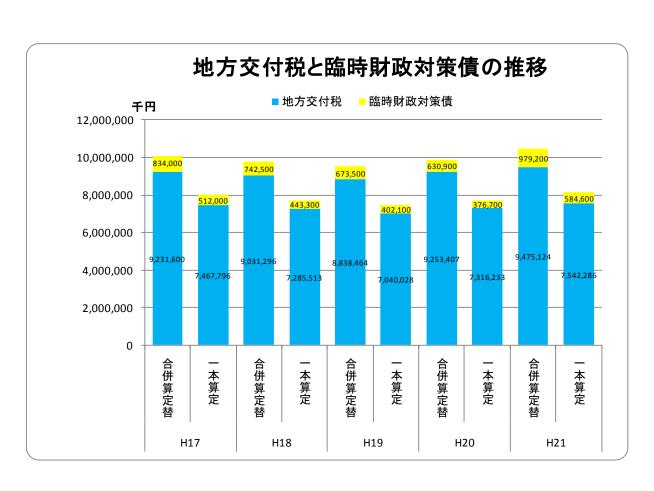


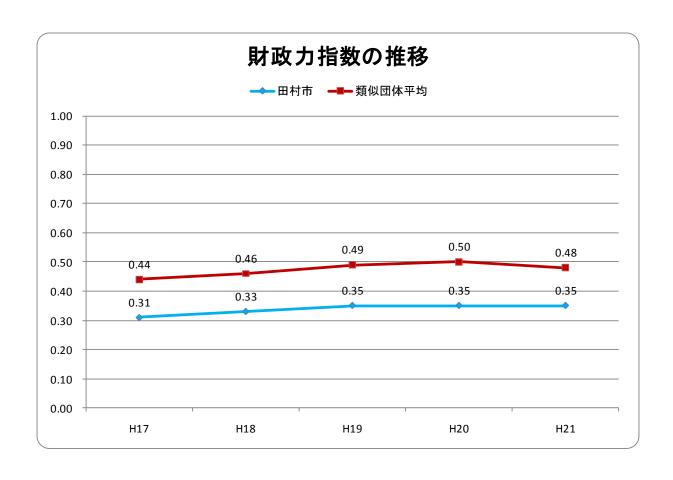


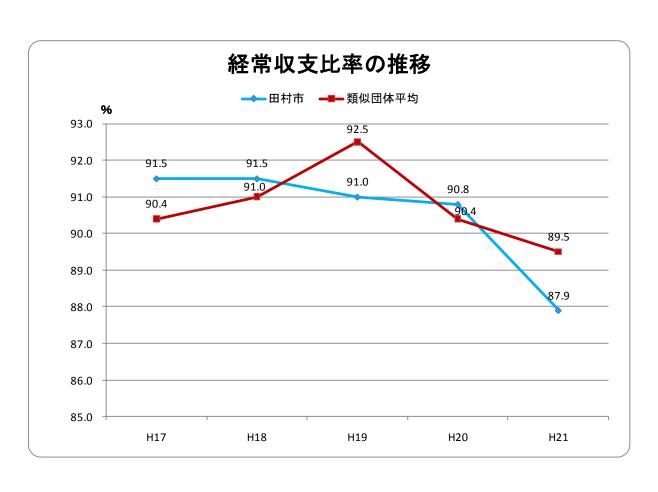


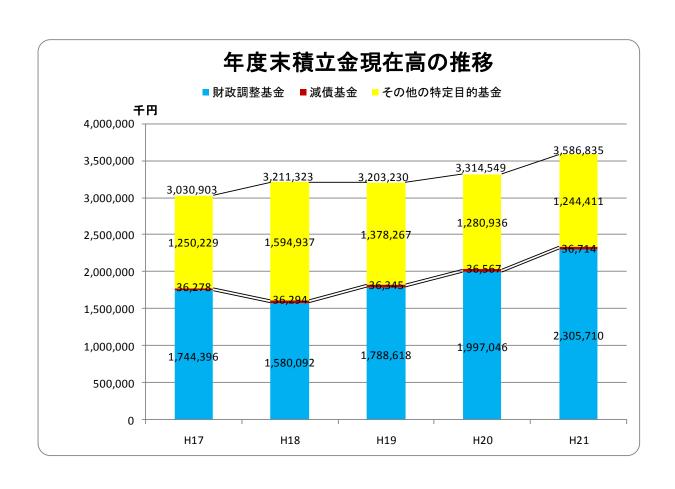


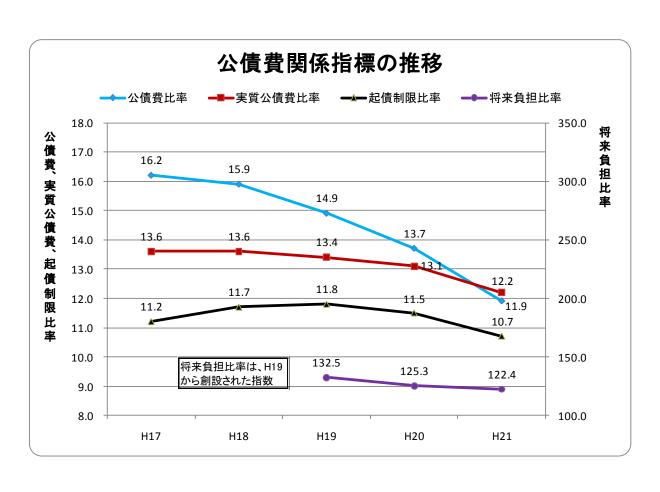


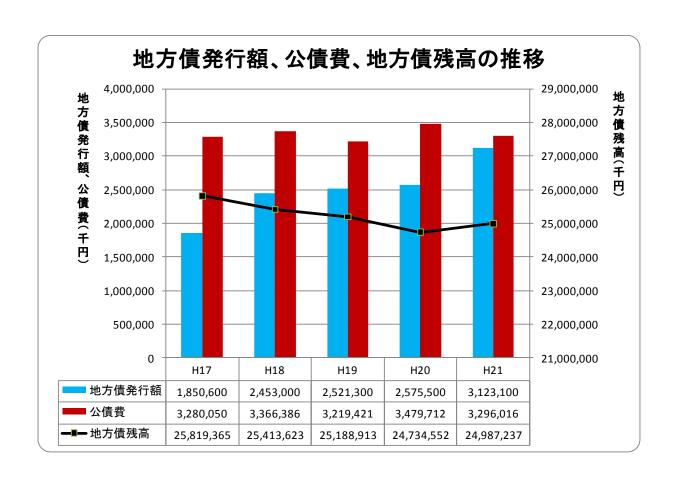


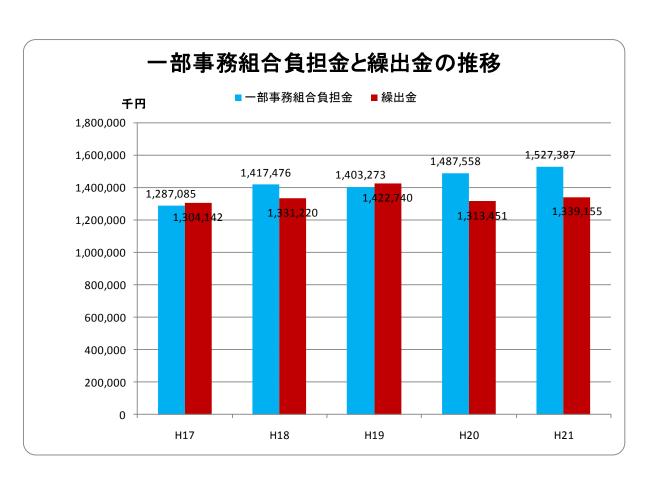


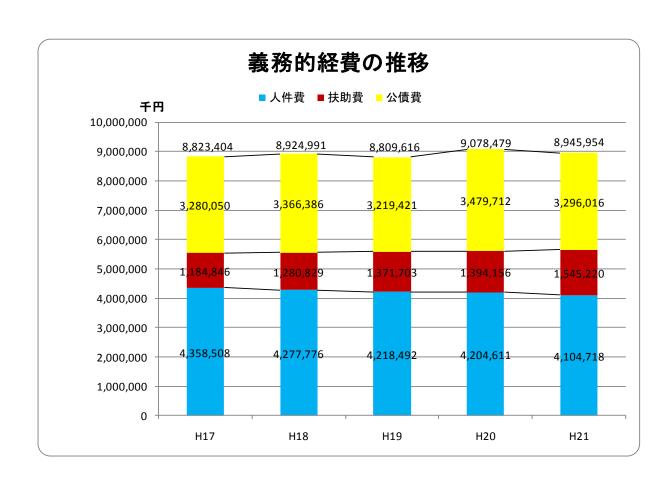


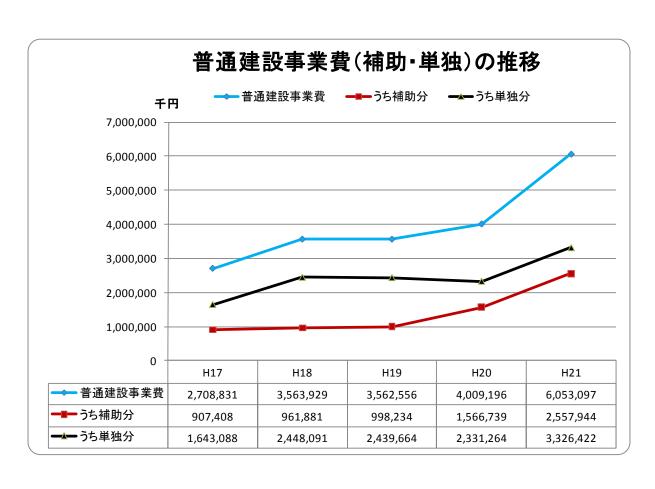














第2次田村市行政改革大綱

策 定 平成23年3月

田村市

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字馬場川原20番地 電話 0247-81-2111(代表)

HP http://www.city.tamura.lg.jp

編 集 田村市市長公室





